

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

個人情報の保護を図るため、営業許可証の記載事項等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 営業許可証には、許可を受けた者の住所を記載しないこととする。
- (2) 総合事務所長の委任決裁となっている事務については申請書の提出先を総合事務所長とする等所要の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする(2)を除き、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例が制定され、石川県においてふぐ処理師に係る免許制度が導入されたこと等に伴い、本県のふぐ処理師の免許に係る許可基準等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 本県のふぐ処理師の免許を与える者に、石川県のふぐ処理師の免許を受けている者を加える。
- (2) 総合事務所長の委任決裁となっている事務については申請書の提出先を総合事務所長とする等所要の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする(2)を除き、公布の日とする。